

＝全労済自治労共済本部神奈川県支部からのお知らせ＝

団体生命共済  
未加入の方へ

『じちろう』の団体生命共済

＝全国の自治労の仲間と家族 一人ひとりの助け合い＝

今でしょう。加入のチャンス!!

加入できる年齢は、**61歳未満の方**

組合員本人  
配偶者とも

『じちろう』の団体生命共済は、昨年度の制度改正により加入できる年齢が61歳未満の方に引き上げられました。

死亡保障はもちろん、病気やけがでの入院、5日以上の病気入院の場合は退院後通院。手術給付やけがでの通院、日帰り入院もカバー等保障も充実。さらに五大成人病にも対応、家計にやさしい掛金できめ細かく保障されます。

現在加入中の方へ

昨年から増額・増口できる年齢が引き上がりました

＝団体生命共済＝  
満61歳未満

＝長期共済＝  
満60歳未満

＝税制適格年金＝  
満55歳未満

■あなたと家族の生活を  
トータルにサポート

万一のとき、不慮の事故による障がい、病気や事故による入院や通院、さらには手術や臓器提供(ドナー)など、さまざまな場面であなただけを守ります。

組合員だけでなく一緒に配偶者・お子さまも加入いただけます。

■必要な保障額に応じて  
医療コースを選択

※健康告知や年齢、または加入の型によって、希望する医療コースを選択できない場合があります。

■日帰り入院はもちろん、不慮の事故なら通院だけでも保障

不慮の事故、病気による入院は、1日以上入院で1日目からお支払いします。不慮の事故による5日以上の通院は、入院がなくてもお支払いします。

■ライフステージにあわせて、  
毎年保障の見直しが可能

1年更新なので、ライフステージにあわせて、毎年保障の内容を見直すことができます。

■万一(死亡・重度障がい)のときに大きな安心

亡くなられたときに「死亡共済金」、重度障がいになられたときに「重度障害共済金」をお支払いします。さらに、不慮の事故、感染症によって亡くなられたときには「災害死亡共済金」、身体障がいの状態になられたときは「災害障害共済金」をお支払いします。



■『長期共済』で、退職後の保障も安心

退職後の保障は、別途「長期共済」をご用意しています。団体生命共済とあわせて在職中にご加入ください。

申込締切日：2月28日(火) 効力発生日：7月1日(土)

共済期間：2017年7月～2018年6月

※1年契約の共済で毎年契約内容の見直しができます。

医療保障も充実

① 日帰り入院からお支払い

不慮の事故、病気による入院は、1日以上入院で1日目からお支払い。

② 病気のとときの保障

① 5大成人病による入院を手厚く保障

悪性新生物(上皮内がん・皮膚がん含む)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患の5大成人病について、「成人病入院共済金」を「病気入院共済金」に加えてお支払い。「成人病入院共済金」は連続5日以上入院に対して5日目から360日分まで。

② 退院後の通院もしっかり保障

病気により連続5日以上入院した場合、退院後の通院についてお支払い。1回の入院につき60日分まで。

③ 不慮の事故のとときの保障

入院はもちろん、通院だけでも手厚く保障  
不慮の事故のときは、通院のみでもお支払いします。

入院を伴わない場合、事故日から180日以内に5日以上通院をしたときに、1事故につき30日分までお支払いします。

入院を伴う通院の場合、入院前後の通院に対して、入院が連続5日以上なら通院60日分、日帰り入院や4日以下の入院なら1事故につき通院30日分までお支払いします。

さらに、ギブスやシーネなど固定具を使用したときは、実際に通院していなくても通院したもののみならず取り扱う場合があります。

④ さまざまな手術も保障

さらに女性特有疾病のうち14種類は最高倍率でお支払い  
治療を目的とする手術(154種類)を受けたとき、入院日額の40倍・20倍・10倍のいずれかの倍率で「手術共済金」をお支払い。  
さらに女性特有疾病のうち14種類の手術については、最高倍率(40倍)。

⑤ 5種類の傷病障がいを保障、さらに疾病診断共済金も

恒久的な心臓ペースメーカーの装着・心臓人工弁置換・人工透析療法の開始・腎移植・人工肛門造設・人工ぼうこう造設のとき、肝硬変・慢性膵炎と初めて診断されたときは、それぞれにつき1回に限り50万円をお支払い。

⑥ ドナーとなる方の、臓器提供のための手術も保障

ドナーとなり、骨髄または臓器を移植するための手術を受けたときに、10万円をお支払いします。

⑦ 共済金請求のための診断書料も補助

所定の診断書を提出して、入院・通院・手術のいずれかの共済金が支払われたときは、診断書料の補助金として5,000円をお支払い。

# 保障の内容と掛金一覧表

団体生命共済の詳しい保障額と掛金表などについては、ガイドブックに掲載しておりますので参照をお願いします。下記一覧表は、基本部分のみを抜粋した一覧表です。ご参照ください。

団体生命共済は、死亡保障と医療保障を組み合わせる制度ですが、選択した死亡保障の

## ■組合員本人 61歳未満

### ◎死亡保障型

型	死亡保障額	年令層	掛金
D	600万円	～40歳	2,900円
		41～50歳	2,900円
		51～60歳	2,900円
H	1,000万円	～40歳	3,460円
		41～50歳	3,740円
		51～60歳	4,420円
J	1,500万円	～40歳	4,160円
		41～50歳	4,790円
		51～60歳	6,320円
K	2,000万円	～40歳	4,860円
		41～50歳	5,840円
		51～60歳	8,220円
L	2,500万円	～40歳	5,560円
		41～50歳	6,890円
		51～60歳	10,120円
M	3,000万円	～40歳	6,260円
		41～50歳	7,940円
		51～60歳	12,020円
P	4,000万円	～40歳	7,260円
		41～50歳	9,640円
		51～60歳	15,420円
R	5,000万円	～40歳	8,260円
		41～50歳	11,340円
		51～60歳	18,820円

※61歳未満の本人に限りD～Rのどの型を選んでも、医療保障3,000円が付いています。

### ◎医療コース

コース	入院給付保障額	掛金
05コース	3,000円+2,000円=5,000円	760円
08コース	3,000円+5,000円=8,000円	1,900円
10コース	3,000円+7,000円=10,000円	2,660円

## ■組合員本人 61歳～65歳

### ◎死亡保障型

型	死亡保障額	掛金
D	600万円	4,380円
H	1,000万円	7,300円

### ◎医療コース

コース	入院給付保障額	掛金
03コース	3,000円	2,230円
05コース	5,000円	3,550円
08コース	8,000円	5,530円
10コース	10,000円	6,850円

### 死亡保障と医療保障の組み合わせ可能な一覧

選択した死亡保障型	61歳未満の方								61歳以上の方	
	D	H	J	K	L	M	P	R	D	H
組み合わせ可能な医療コース	05				05・08・10				03・05	03・05・08・10

(見方) D型を選択した人は05コースしか組み合わせできません。(61歳以上の方は03・05コース) H～Rまではどの型を選択しても、05・08・10コースのどれでも組み合わせ可能です。

「型」によっては組み合わせができない医療保障の「コース」があります。組み合わせ可能な一覧表も合わせてご参照ください。尚、年齢は全て発効日(2017年7月1日)現在の年齢です。

## 保障の範囲

### ■死亡/重度障がい(死亡共済金/重度障害共済金)

共済期間中に亡くなられた場合、または重度障がいとなった場合に、「死亡共済金」または「重度障害共済金」をお支払い。重度障がいとは 契約規定別表第1「身体障害等級別支払割合表」のうち第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障がいの状態をいいます。

### ■不慮の事故・感染症による死亡/身体障がい状態(災害死亡共済金/災害障害共済金)

共済期間中に発生した不慮の事故または共済期間中に発病した所定の感染症を直接の原因として、共済期間中に亡くなられた場合、「災害死亡共済金」をお支払いします。また、共済期間中に発生した不慮の事故または共済期間中に発病した所定の感染症を直接の原因として、共済期間中に身体障がいの状態となった場合、契約規定に定める支払割合に基づいて、「災害障害共済金」をお支払いします。

### ■不慮の事故による入院(傷害入院共済金)

共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日を含めて180日以内に開始した1回の入院に対し、1日目から180日分を限度に「傷害入院共済金」をお支払いします。

### ■不慮の事故による通院

●入院を伴う通院(入院前事故通院共済金・退院後事故通院共済金) 傷害入院共済金が支払われる場合、事故発生日を含めて入院開始日の前日までの通院、および退院日の翌日から180日の間の通院に対し、それぞれ「入院前事故通院共済金」、「退院後事故通院共済金」を初日からお支払いします。なお、お支払いする日数の限度は、傷害入院共済金が支払われる日数に応じて、両方を通算して次の日数となります。

- (1) 1回の入院日数が連続して5日以上の場合 60日分
- (2) 1回の入院日数が連続して4日以下の場合 30日分(日帰り入院を含みます)

●入院を伴わない通院(通院共済金) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日から180日以内に5日以上通院をした場合、事故発生日から180日以内の期間の通院について1回の事故につき1日目から30日分を限度として「通院共済金」をお支払いします。

### ■病気による入院(病氣入院共済金)

申込日後に発病した疾病を原因として共済期間中に開始した、疾病の治療を目的とした1回の入院に対し、1日目から180日分を限度として「病氣入院共済金」をお支払いします。

※次のいずれかに該当する入院も、疾病の治療を目的とした入院とみなします。

- (1) 全労済が異常分娩と認めた分娩による入院
- (2) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日を経過したのちに開始した入院
- (3) 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院

### ■病気による退院後の通院(退院後病氣通院共済金)

病氣入院共済金が支払われる入院が連続して5日以上となったとき、その入院の原因となった疾病の治療を目的とする、退院日の翌日から180日の間の通院に対し、1回の入院について1日目から60日分を限度に「退院後病氣通院共済金」をお支払いします。

### ■成人病による入院(成人病入院共済金)

申込日後に発病した契約規定別表3「成人病の定義」に定める成人病を原因として共済期間中に開始した連続5日以上入院に対し、1回の入院について5日目から360日分を限度に「成人病入院共済金」をお支払いします。 ※病氣入院共済金に加算してお支払いします。

### ■手術(手術共済金)

共済期間中に契約規定別表第4「手術支払割合表1」に定める手術を受け次の(1)～(3)のすべてを満たす場合に同表に定められた倍率に応じて、「手術共済金」をお支払いします。 (1) 次の①か②のいずれかを原因とした手術であること (2) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする手術 (3) 申込日後に発病した疾病を原因とする手術 (4) 治療を直接の目的とする手術であること (5) 病院または診療所において受けた手術であること

### ■掛金体系 年齢層別に4段階です。

- ①～40歳 ②41～50歳 ③51～60歳 ④61～65歳
- 発効日(2017年7月1日)現在の年齢で定められます。(子どもは一律掛金です。)

### ■死亡保障と医療保障の組み合わせができます

死亡保障と医療保障を分離して組み合わせができます。組み合わせ可能な範囲で低い死亡保障でも高い医療保障(入院給付や手術給付)を選択できます。もちろんその逆も可能です。

### ■傷病による障がい(傷病障害共済金)

共済期間中に発生した不慮の事故、または申込日後に発病した疾病を原因として、共済期間中に初めて規約規定別表第5「傷病障害の定義」に定める傷病障がいの状態となったとき、「傷病障害共済金」として50万円をお支払いします。

●対象となる傷病障がいの状態

- 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- 心臓に人工弁を置換したもの
- 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎臓移植を受けたもの
- 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
- ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの

※人工肛門は恒久的に造設された場合に限り(一時的な処置を除きます)。

### ■肝硬変または慢性肝炎と診断(疾病診断共済金)

申込日後に発病した疾病を原因として、共済期間中に初めて契約規定別表第6「肝硬変・慢性肝炎の定義」に定める肝硬変または慢性肝炎と診断された場合、「疾病診断共済金」として50万円をお支払いします。

### ■臓器提供のための手術(ドナー共済金)

共済期間中に、生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための、骨髄採取または臓器の採取もしくは摘出を直接の目的として、日本国内の病院または診療所において手術を受けたとき、「ドナー共済金」として10万円をお支払いします。

### ■診断書料補助(診断書料補助金)

所定の診断書が提出され、傷害入院共済金、通院共済金、病氣入院共済金、手術共済金のいずれかの共済金が支払われた場合、「診断書料補助金」として5,000円をお支払いします。

(注)不慮の事故とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

## ■配偶者 61歳～65歳

### ◎死亡保障型

型	死亡保障額	掛金
ウ	300万円	2,190円
力	600万円	4,380円

### ◎医療コース

コース	入院給付保障額	掛金
03コース	3,000円	2,230円
05コース	5,000円	3,550円

### 組み合わせ可能な一覧

選択した死亡保障型	61歳未満の方					61歳以上の方		
	ウ	力	コ	サ	シ	セ	ウ	力
組み合わせ可能な医療コース	03	03・05	03・05・08・10				03	03・05

## ■子ども

### ◎死亡保障型

型	死亡保障額	掛金
2	300万円	330円
3	400万円	440円
5	600万円	660円
9	1,000万円	1,100円

### ◎医療コース

コース	入院給付保障額	掛金
03コース	3,000円	830円
04コース	4,000円	1,080円
06コース	6,000円	1,580円
10コース	10,000円	2,580円

### 組み合わせ可能な一覧

選択した死亡保障型	2	3	5	9
組み合わせ可能な医療コース	03	03・04	03・04・06	03・04・06・10

# 団体生命共済のパートナー

## 長期共済 親子共済も合わせて加入できます

### 長期共済

長期共済は在職中に掛金を積み立て、退職するときに退職後の保障内容を選ぶ制度。退職後の保障は「年金」「医療」「遺族」の保障の中から必要に応じてお選びいただけます。

**加入資格**：発効日(2017年7月1日)現在で長期共済は満60歳未満、税制適格年金は満55歳未満の団体生命共済に加入している健康状態が「通常」または「準通常」の方

		長期共済	税制適格年金
払込方法	月払	1口3,000円 1口～50口	5,000円コースまたは10,000円コースのいずれかを選択
	半年払	1口18,000円 1口～50口	30,000円コースまたは60,000円コースのいずれかを選択
	限度口数	月払と半年払合わせて50口まで	
	随時払	1か月の発効あたり10万円以上200万円まで(1万円単位)	
払込掛金累計限度額		長期共済と税制適格年金を合算して6,000万円	

### 親子共済

親子共済は子どもの高校を卒業する年度(高校2年生の2月～高校3年生の1月)に満期共済金をお支払いする教育資金の積立制度です。在職中に組合員本人(親)や子どもが亡くなられた場合の保障もあります。

#### 主な加入資格

#### 共済契約者→組合員本人(親)

発効日現在、満18歳から48歳までの団体生命共済加入者で、かつ、健康状態が「通常」の方

#### 被共済者→組合員の子ども

発効日現在、未就学児で0歳から6歳までの団体生命共済加入者で、かつ、健康状態が「通常」の子ども

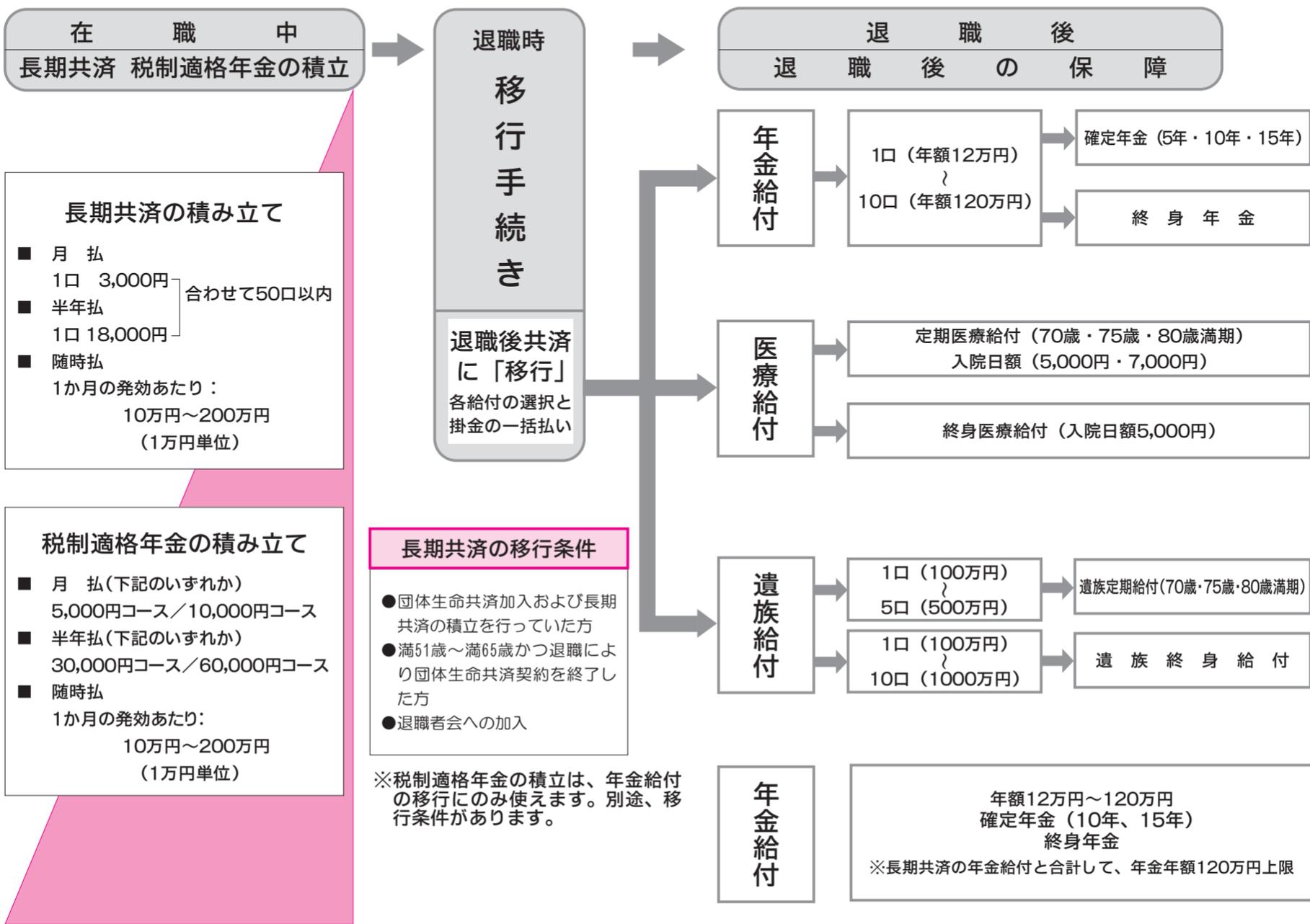
**月払い掛金：1口 5000円**

4口まで加入できます。

※親の性別・年齢・子どもの加入時の年齢などにより満期共済金額が異なります。また元本割れする場合がありますのでご注意ください。

※長期共済・税制適格年金・親子共済の制度内容など、詳しくは団体生命共済ガイドブックをご覧ください。

## 長期共済 税制適格年金の積立と、退職後共済の保障例



※税制適格年金の積立は、年金給付の移行にのみ使えます。別途、移行条件があります。